

令和元年度第7回

東京都私立学校審議会（第791回）

令和元年12月16日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和元年度第 7 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち19名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 1 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和元年12月16日付、東京都知事名。

記、1、SANKO日本語学校綾瀬の設置認可について、足立区。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 1 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号につきましては、部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、国際共立学園高等専修学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の山中委員から調査結果につきまして説明願います。

○山中委員 山中でございます。それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、国際共立学園高等専修学校の設置認可についてでございます。

令和元年11月29日に、三宅主査及び東京都私学部及び荒川区の担当職員と私で第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人国際共立学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。また、認可の内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、生徒の確保に適切かつ着実にいき、継続的・安定的に学校運営ができるよう努めること。また、高等課程のみを持つ学校となることから、生徒の安全で充実した学校生活を維持していただくとともに、近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。

3つ目は、法人として新たに製菓・調理分野の学科を設置することから、質の高い教員の確保に努めるとともに、生徒のキャリア選択を支援するため、インターンシップの内容及び提携先を充実させ、確実な就職先の確保に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号につきまして、ご説明いたします。

本案件は、学校法人国際共立学園から申請がありました国際共立学園高等専修学校の設置認可でございます。本案件は、平成30年11月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により専修学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、基礎となる専門技術・知識（実学）、自らを律し相手を思いやる社会人としての素養（躰）、そして自分らしさを具体的に表現できる技術と知識（創造）という三つの要素を教育実践の基盤とし、美容と製菓・調理の各分野で活躍する近代的職業人を養成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項 2 から 4 に記載のとおりです。

開設の時期は、令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項 6 に記載のとおりです。

設置者は学校法人国際共立学園で、理事長は和田美義氏、校長は同じく和田美義氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項 9 に記載のとおり、修業年限 3 年、入学定員 40 名の美容師科、修業年限 3 年、入学定員 32 名の製菓衛生師・調理師科を設置いたします。入学定員は 72 名、総定員は 216 名です。

主要教科名は、要項 10 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項 11 から 14 に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項 15 及び 16 に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しています。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第 1 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第 2 号は、各種学校の設置認可でございます。議案第 2 号は第一部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、1 月の開催日は 21 日火曜日を予定しております。会場は開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。令和 2 年度もまたよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 20 分閉会